

5-2 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

- ・ 史跡の本質的価値を損なうことがないように適切な保存管理を行う。
- ・ 建造物の維持管理を適切に行うと共に、防犯・防災対策に万全を期す。
- ・ 国宝漢籍等所蔵文化財の保存管理状態を常に把握し、毀損等がないよう注意する。
- ・ 伝統行事を市民との協働や積極的な広報により着実に継承するよう努める。

(2) 活用の基本方針

- ・ 足利学校の価値を高め、市民や参観者にわかりやすく伝えるよう努力する。
- ・ 時節をとらえ展示公開するなど、所蔵文化財の積極的な活用を図る。
- ・ 論語の素読等体験学習や講座を充実させるなど、学校教育、生涯学習に寄与する。
- ・ 観光関係機関との連携のもと、まちなか観光の主要施設として活用を図る。
- ・ 多言語対応を進めるなど、インバウンド対応を充実させる。

(3) 整備の基本方針

- ・ 江戸時代以来遺されてきた建造物等、明治時代以降足利学校維持のために建てられた建造物等、そして復原整備された建造物等について適切な維持管理をおこなう。
- ・ 史跡内の植栽については、江戸時代の絵図等の歴史資料を参考にして適切に維持管理する。

(4) 運営体制及び連携の基本方針

- ・ 運営体制は、今までどおり市直営とする。
- ・ 市民との連携、協働を促進する。
- ・ 日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」に認定された他施設との連携を深める。
- ・ 関連する市内外、国内外の施設とも連携を強める。

(5) 日本遺産としての活用

「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」(資料9)として、足利学校の歴史的な位置づけや価値をさらに広め、観光にも役立てる。

具体的な事業：日本遺産サミット、周辺日本遺産との連携事業、ホームページ等による情報発信

(6) 教育遺産世界遺産登録推進協議会との連携

世界遺産登録を目指し、4市で共同研究等を行っている。その研究成果は、相互に講師派遣を行い、講演会等を行っている。

具体的な事業：講演会、共同研究、ホームページ等による情報発信

(7) インバウンドへの対応

年々増加している海外からの旅行客への対応

具体的な事業：海外マスメディアの取材対応、海外向け旅行商品企画への協力

第6章 保存管理

6-1 保存管理の方向性

本質的価値を構成する要素及び本質的価値と密接に関連する要素の分布状況を踏まえて、次の地区区分を設定する。

(1) 史跡指定範囲(参道区域、孔子廟区域、学問所区域)

史跡の本質的価値を体現できる中心的な区域である。第1次保存整備事業で江戸時代中期の姿が復原され、有料参観施設として公開活用している。西側の孔子廟区域、復原した東側の学問所区域、入徳門から学校門に至る

参道の3つにわけられる。史跡指定地として文化財保護法に基づく適切な保存管理を行っていく。また、日本最古の学校であることや、東アジアにおける学校の伽藍配置を踏襲する一方、学問所区域は禅宗寺院の本堂形式で日本の独自性をもつ等、史跡としての価値をさらに高めるような調査研究を進め、特別史跡への格上げをめざしていく。

史跡内の構成資産等の修繕、更新計画は以下のように進めていく。

地区	構成要素	保存管理の課題	保存管理の方法
参道区域	入徳門	築後100年以上経過した建物であり、門扉の開閉は行っていないが使用できる状態を維持する。	当面は袖塀等を含め文化財建造物として適切な維持管理を行っていく。
	参道	松並木の松の成長により、樹間が狭く、参道側に伸びている木もあり、荒天時には倒木の恐れがある。	両側の松並木は、史跡を彩る景観の一部であり、樹勢を育てるよう定期的に剪定を行っていく。
	正一位靈驗稲荷社	築後200年以上が経過し、不同沈下がみられ、覆屋(拝殿)も老朽化し、土塁のケヤキの木に押され、傾きも生じ、修繕方法と立地による影響が懸念される。	ケヤキは伐採も含め適正に管理していく。当面は現状のままとするが、社殿及び覆屋(拝殿)の修理については、移転を含め検討していく。
孔子廟区域	学校門	建築後350年経過した建物であり、門扉を毎日使用できる状態を維持する。	当面は袖塀等を含め文化財建造物として適切な維持管理を行っていく。
	杏壇門並びに築地塀	建築後100年以上経過した建造物であり、開閉は行っていないが、使用できる状態を維持する。	平成12～14年度にかけて保存修理工事を実施した。袖塀や築地塀等を含め文化財建造物として適切な維持管理を行っていく。
	大成殿(孔子廟)	建築後350年経過した建物であり、安全に参観できること、「釋奠」を安心して実行できるよう保つこと。	平成30(2018)年7月に発掘調査を行い、11月より屋根葺替え部分修理・耐震補強工事を実施している。平成32(2020)年3月竣工予定。修理にあわせて基壇の構造や建物の状況を確認して日本最古の孔子廟としての価値を明らかにし、建造物としての文化財指定を目指していく。
	足利学校遺蹟図書館	建築後100年以上経過した建物であり、現状を維持し、展示室等として使用していくこと。	今までどおり、所蔵品の展示や閲覧を行う施設として活用しながら、文化財建造物としてふさわしい適切な維持管理を行っていく。
	文庫	建築後100年以上経過した建物で、温湿度や害虫に関する管理が不十分。	貴重書を保存してきた建物であり、文化的な価値がある建物として適切に保存し、収納物を検討し、維持管理していく。
	石造書庫(新文庫)	建築後100年近く経過する建物で、温湿度や害虫に対する管理は不十分。	書籍等を遺蹟図書館と一体的に管理する建物であり、今後も適切な維持管理をしていく。
	収蔵庫(新々文庫)	鉄筋コンクリート造りで二重の金庫扉のため盗難防止によいが、常時の温湿度管理はできないため、貴重書の保管に十分とはいえない。	当面は、温湿度管理に気を付け、貴重書収蔵庫として、適切に維持管理していく。
	歴代座主墓等及び学校役人(代官)茂木家の墓	歴代座主墓等は、墓塔が地面に直にたてられている。雨水がたまりやすく、墓塔の保存への影響が懸念される。	史跡足利学校ゆかりの人々の墓なので、雨水が溜まらないように周囲の樹木を適切に維持管理し、損傷の著しい石塔は、保存処理を検討する。

地区	構成要素	保存管理の課題	保存管理の方法
孔子廟区域	かなふり松 (字降松)	足利学校の学習方法である自学自習の伝説を伝える松で、今後も樹勢を保つ努力が必要である。	自学自習での学びを象徴する松で、今後も樹勢を保つ努力をしていくが、万が一、枯死した場合は6代目の松を移植し代替えとする。
	堀・土塁 (西半部)	土塁上の樹木が繁茂しすぎているため、倒木や根が土塁を崩す恐れがある。	学校門西側の南土塁は、江戸時代の土塁の旧状を唯一留めるもので、現状保存していく。西土塁・北土塁は、大正元(1912)年に西堀、北堀を埋めて移築した土塁で、現状を維持するため。樹木の剪定、強剪定、伐採を適宜行い維持管理していく。
学問所区域	方丈 庫裡 書院	茅葺屋根、板葺屋根、ドレンチャー設備の老朽化。内部も老朽化が目立ち、参観への影響、雨漏りや安全性が懸念される。	復原整備後30年近くが経ち、屋根等が老朽化し、葺替え等再整備の必要がある。定期的に茅葺屋根の刺茅、燻蒸、ドレンチャーの保守管理を継続する。板葺き屋根は、破損の著しい部分の修理等、適切な維持管理を行っていく。
	衆寮	板葺屋根、引戸、障子等の老朽化が進み、参観、収納への影響が懸念される。	復原整備後30年近くが経ち、屋根等が老朽化し、葺替え等再整備の必要がある。適切な維持管理を行っていく
	木小屋	茅葺屋根の老朽化が進み、参観への影響や雨漏りが懸念される。	復原整備後30年近くが経ち、屋根等が老朽化し、葺替え等再整備の必要がある。定期的に茅葺屋根の刺茅、燻蒸を継続し、適切な維持管理を行っていく。
	土蔵	板葺屋根の老朽化が進み、参観への影響や雨漏りが懸念される。収蔵品の出し入れが天候や温湿度によって左右される。	復原整備後30年近くが経ち、屋根等が老朽化し、葺替え等長寿命化再整備の必要がある。適切な維持管理を行っていく。
	裏門	刺茅である程度現状を保っているが、経年劣化の進行が懸念される。	刺茅の定期的な継続により、今後も適切な維持管理を行っていく。
	北庭園 南庭園	江戸時代中期の絵図の姿に近づけていくこと。南庭園と方丈との間に参観用通路が設けられていること。	剪定等適切な維持管理を行っていく。参観等通路の変更等を検討していく。
	隠寮跡 (藤棚)	平面表示と藤棚の規模が一致していない。隠寮跡であることを示す説明板がないため、参観者に存在が知られていない。	切石列の範囲に合うよう藤の成長状態に応じて、藤棚を広げていく。隠寮跡の説明板を設置する。
	堀・土塁 (東半部)	土塁北東隅、南東隅のケヤキは、倒木や根が土塁を崩す恐れがある。ヘド口が溜まり、堀の排水の不具合が懸念される。	ケヤキは根が土塁を崩すことも想定されるため、早急に伐採する必要がある。定期的に土塁の除草、堀の清掃、排水設備のメンテナンス等、適切な維持管理を行う。
	史跡地全体	史跡内の樹木・記念樹	老朽化も目立ち、倒木や枝の落下等による建造物、遺構への影響、参観者の安全確保が懸念される。

地区	構成要素	保存管理の課題	保存管理の方法
西側隣接地 (史跡指定地)	茂右エ門蔵	建築後100年以上経過した建物であり、利活用できるよう維持する。	当面は歴史的な建造物として、適切な維持管理を行っていく。
	ポケットパーク等	大日大門通りに面しており、景観を維持していくこと。	芝生や樹木、ベンチを適切に維持管理していく。

(2) 西側隣接地(一部に史跡指定地を含む)

西側土塁と大日大門通りとの間のエリアで、大部分が住宅地である。史跡指定地を一部含む。発掘調査の結果、西側堀跡が現土塁下にほぼ収まることが確認され、江戸時代は範囲の外であったことが確認された。中世の足利学校や鏝阿寺に関する遺構は存在する可能性があり、両史跡の間の区域として、景観上も重要な区域である。

将来的には史跡の追加指定を目指して保護を図る範囲とするが、現在、住宅あるいは店舗等として使用している歴史的な建造物を保存活用しながら、史跡の保存活用と歴史的景観の維持向上を両立させる区域として誘導していくものとする。

(3) 入徳門から学校門に至る参道左右の地域の取り扱い

入徳門から学校門に至る参道の東側に管理事務所があり、現在、ここで参観料の徴収、案内ビデオの上映を行っている。一方、西側の区域は、多くが私有地である。将来的には、参道に隣接する私有地を公有化し、既公有地と合わせて、現在十分ではない機能を補完する施設を設ける。例えば、より大きく充実した映像機能をもち、団体等多くの人が見られるシアタールームや国宝等貴重書籍等の文化財を収蔵、展示、公開する施設、100人程度が入ることができる講堂等である。

このようなことから、今までどおり適宜かつ着実に公有化を進めていく。

(4) 内門前通り(入徳門前東西の石畳道)両側及び大門通り両側地域の取り扱い

内門前通り両側及び大門通り両側の地域は、古い建物や塀が数多くあり、歴史的風致が遺されている。また、歴史的まちなみ修景補助事業で補助金を受けて修景整備された建造物もある。これら歴史的風致をなす建造物は、できる限り保存活用されることが望ましい。このようなことから、歴史的風致に寄与する景観重要建物への指定や国登録文化財への登録等による価値づけを進め民間の力によって店舗等で積極的に活用されるよう勧めていく。一方で、すでに空家となって長く経過し、建物が倒壊する危険がある土地や新しい建物がある地域については、更地にして公有化あるいは民間による売買を勧め、土地の有効活用が図られるよう誘導していく。史跡足利学校跡に隣接する地域については、便益施設の他、都市化が進んだ周辺の区域を目隠しする効果をもつ樹木の植栽空間としての利活用も考慮しながら足利学校・鏝阿寺周辺地域の土地の公有化検討委員会で協議し、公有化を進めていく。



内門前通り



大門通り

(5) 足利学校さま通り両側地域の取り扱い

入徳門から県道までの足利学校さま通りは、足利学校の参道で、石畳により修景整備された市道となっている。両側の小土手跡は歩道で、明治～大正時代に植栽された松並木の景観も保たれている。地域住民等の協力を得て、「足利学校さままつり」や「門前マルシェ」等のイベントも開催されている。足利史蹟風致地区に指定されており、引き続き足利学校の門前としてふさわしい景観維持を誘導していく。

(6) 周辺の景観計画

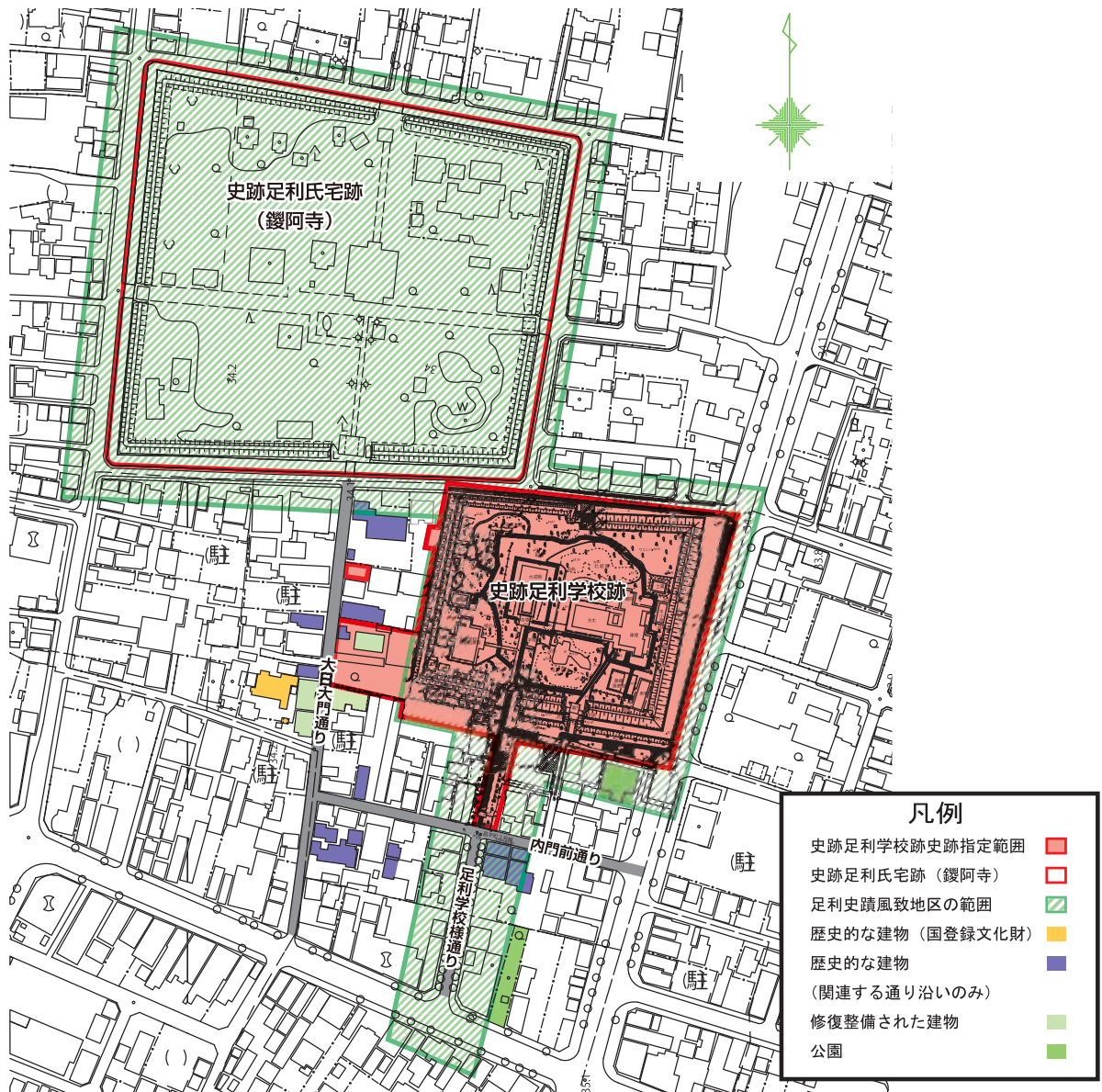
史跡足利学校周辺の景観計画は、平成31(2019)年2月に改定された「足利市景観計画」において、足利学校・鏝阿寺周辺地区の約32haを「景観重点地区」とし、足利らしい魅力ある景観形成を目指す地域で重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る地区に位置付けている。

「景観重点地区」区域内では、すべての建造物の建築、工作物の設置、開発行為、500㎡以上の土地の形質の変更等について届出を行い、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合させるために、市長は変更その他の措置をとるよう命ずることができるとしている。

この足利学校・鏝阿寺周辺地区の「景観重点地区」指定は、周辺地区が歴史的景観にふさわしい地区となるために、地域住民の合意形成に基づき指定されたものであり、世界遺産登録に向けてのバッファゾーンの基本になるものと考えられる。今後とも地域住民による歴史的景観を維持向上する意識の醸成を育みながら世界遺産登録のためのバッファゾーンの範囲や規制について検討を進めるものとする。



足利学校さま通りの現況



史跡と周辺の状況

6-2 調査研究

第1次保存整備事業は、絵図や発掘調査の成果に基づき、学問所区域の復原整備を行ったが、御文庫の位置など明らかになっていない遺構もある。また、北庭園の園池や井戸、堀跡など中世に遡る可能性のある遺構も確認されているが、中世の足利学校の姿は、ほとんど明らかになっていない。今後も足利学校の本質的価値を明らかにしていくために所蔵する古書、古文書、遺構の範囲を確認するための発掘調査、席主の足跡等の調査研究を継続して行っていく。



景観重点区域の範囲

6-3 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

(1) 現状変更の取扱方針

史跡指定地は、文化財保護法の適用を受けるため、現状を変える行為を行う場合には、文化財保護法に基づき適切な処置を講ずることが求められる。そのため、現状変更および、保存に影響を及ぼす行為に関する取り扱い基準を定める。現状変更にあたっては、窓口の足利市教育委員会事務局文化課から文化庁長官（軽微な変更の場合は足利市教育委員会）への許可申請が必要である。

ア 基本方針

史跡指定地（孔子廟区域、学問所区域、参道）については、既に公有地化され、第1次保存整備事業の完了により江戸時代中期の姿が保たれている。このため、史跡の保存活用のための行為以外は現状変更を認めないことを原則とする。

史跡指定地（南堀外側の区域）については、第1次保存整備事業により史跡周囲の緑地帯や遊歩道区域として活用されている。説明板等既存建造物の建て替えや植栽の更新等最小限の現状変更のみ認めるものとする。

西側隣接地の史跡指定地のうち公有化されている部分は、前述の史跡指定地と同様の取り扱いとする。

西側隣接地の史跡指定地のうち民有地については、現状保存を原則とし、生活維持に必要な最小限度の現状変更のみ認めるものとする。

(現状変更の基本方針)

- ①本質的価値を構成する要素については、今後も厳密な保存管理を行い保存・継承していく。
- ②復原建物については、補修等適切な維持管理を図っていく。老朽化の著しいものについては、計画的に再整備を行っていくものとする。
- ③西側隣接地の史跡指定地については、現状維持を原則とするが、発掘調査等により本質的価値を高めるような事実が確認された場合は適切な保存整備方法について検討していく。
- ④保存整備のための発掘調査を行う場合は、目的を達成できる最小限の面積とする。
- ⑤史跡の活用上必要な収蔵庫、便益施設（便所、園路、藤棚等）や管理施設（柵、門扉等）については、適切な維持管理を行っていく。新たに建設する場合は、事前に計画等に位置づけ、関係機関との協議を経た上で

実施する。

- ⑥遺構面に影響を及ぼす可能性のある現状変更については、その面積に応じて、発掘調査ないし立合調査を行い、重要な遺構が確認された場合は、計画変更や保護措置を講じた上で実施する。特に発掘調査によって遺構の解明が進んでいない参道区域並びに孔子廟区域については、遺構の有無や遺構面の深さが解明されるよう慎重に対処する。
- ⑦都市計画法やその他関係法令との調整を図る。
- ⑧周辺住民の理解が得られるよう十分に配慮する。

イ 現状変更の取扱基準

史跡指定地内で現状変更を認める行為の基準については、文化財保護法（文化財保護法施行令を含む）に示されている。これに基づいて史跡足利学校跡においては、次のような基準を設ける。

①現状変更を認めない行為

基本方針により史跡指定地内では史跡の保存活用のための行為以外の現状変更は原則認めないものとする。但し、災害時や事故時における参観者の安全確保や人命救助、本質的価値の滅失を防ぐため緊急に行う現状変更については例外として取り扱う。

②現状変更許可申請が不要な行為

史跡の日常的な維持管理（清掃、草刈り等）、維持の措置、非常災害等のために必要な応急措置（非常災害時の措置）は、文化財保護法に基づく許可・届出を要さない。維持の措置、非常災害時の措置は「特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」等により以下のように定められている。

なお、災害等による史跡の復旧は、現状変更の許可申請は不要だが、滅失・き損届、復旧届、終了の報告を要する。

◎維持の措置、非常災害時の措置の範囲

維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ①史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ②史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するために応急の処置をするとき。 ③史跡の一部がき損し、又は衰亡している場合において、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において当該部分を除去するとき。
非常災害時等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ①保護、養生（盛土、土留め、土のう等の設置）、損壊要因等（土砂、建築物等の残骸、樹木等）の除去等、遺構等の損壊防止のための応急措置。 ②土留め養生、排水処理等の建築物や地形の損壊、崩落防止のための措置。 ③公益上必要な維持管理施設・設備の代替え施設等の措置。

③現状変更を認める行為

現状変更にあたっては文化課長官への現状変更許可申請が必要であるが、史跡の価値を損ずる影響が少ない軽微な現状変更については「文化財保護法施行令第5条の4」により足利市教育委員会へ許可申請が委譲されている。

◎史跡足利学校跡の現状変更 ※足利市教育委員会は以下「足教委」と表記する

地区	要素	行為	許可区分
参道区域 （入徳門・学校門）	入徳門	建造物の保存修理、発掘調査	文化庁
		防災設備の改修・新設等で建造物の形状変更を伴わないもの	足教委
		扉の調整、空气管交換等	許可不要

地区	要素	行 為	許可区分
参道区域 (入徳門・学校門)	参道 植栽 工作物 (フラワーポット等) 設備等 (電気・上下水道等)	発掘調査、史跡の保護活用上必要な施設(植栽、工作物等)及び住民の生活維持に必要な施設(道路、設備等)の改修・撤去・新設で掘削を伴う場合(樹木の抜根を含む)	文化庁
		上記の改修・撤去・新設で土地の形状変更を伴わない場合	足教委
		樹木剪定、園路の敷石補修等、掘削を伴わず外観に影響を及ぼさない行為	許可不要
	稲荷社	建造物の保存修理、発掘調査	文化庁
		史跡の保護活用上必要な施設(植栽、工作物等)及び機能維持に必要な施設(参道、設備等)の改修・撤去・新設で掘削を伴う場合(樹木の抜根を含む)	文化庁
		上記の改修・撤去・新設で土地の形状変更を伴わない場合	足教委
		樹木剪定、園路の敷石補修等、掘削を伴わず外観に影響を及ぼさない行為	許可不要
孔子廟区域	学校門、杏壇門、 築地塀、大成殿	建造物の保存修理、発掘調査	文化庁
		防災設備の改修・新設等で建造物形状変更を伴わないもの	足教委
		障子の張替え、空気管、電球交換等	許可不要
	遺蹟図書館、文庫、 石造書庫	掘削を伴う修繕、建物移動	文化庁
		建物の構造・外観変更、防災設備の新設	足教委
		電球の交換等日常的維持管理	許可不要
	収蔵庫	掘削を伴う修繕、建物移動	文化庁
		防災設備等の改修・撤去・新設で土地の形状変更を伴わない場合	足教委
		外観変更を伴わない修繕、塗装等	許可不要
	南側土塁	遺構の保存修理、発掘調査、樹木伐根	文化庁
		崩落した土塁盛土の補填、樹木伐採等	足教委
		日常的な樹木剪定等	許可不要
	西側・北側土塁	遺構の保存修理、発掘調査、樹木伐根	文化庁
		崩落した土塁盛土の補填、樹木伐採等	足教委
		日常的な樹木剪定等	許可不要
	歴代庠主墓等及び 学校役人(代官) 茂木家の墓	墓石移動、掘削を伴う保存修理	文化庁
		墓石の保存修理、樹木伐採等	足教委
		除草、樹木剪定等日常的維持管理	許可不要
かなふり松 園路 トイレ 植栽 工作物 (ベンチ・柵・物置等) 設備等 (電気・上下水道等)	発掘調査、史跡の保護活用上必要な施設(植栽、工作物等)及び参観に必要な施設(トイレ、園路等の設備)の改修・撤去・新設で掘削を伴う場合(樹木の抜根を含む)	文化庁	
	上記の改修・撤去・新設で土地の形状変更を伴わない場合	足教委	
	樹木剪定、園路の敷石補修等、掘削を伴わず外観に影響を及ぼさない行為	許可不要	
学問所区域	方丈・庫裡・書院、 袖塀、裏門、衆寮、 木小屋、土蔵	復原建物の構造・外観変更、防災設備の新設	文化庁
		復原建物の変更を伴わない修理、防災設備の改修(事前に文化庁と協議)	足教委
		襖・障子の張替え、土間の補修等	許可不要

地区	要素	行 為	許可区分
学問所区域	庭園・サエンバ 園路、トイレ、植栽、 工作物 (ベンチ・柵等) 設備等 (電気・上下水道等)	史跡の保護活用上必要な施設(植栽、工作物等)改修・撤去・新設で掘削を伴う場合(樹木の抜根を含む)	文化庁
		上記の改修・撤去・新設で土地の形状変更を伴わない場合	足教委
		樹木剪定、園路の敷石補修等、掘削を伴わず外観に影響を及ぼさない行為、サエンバの耕作	許可不要
	土塁	復元土塁の構造・外観変更	文化庁
		ケヤキの伐採、大規模剪定等	足教委
		オカメザサの刈込み等	許可不要
	堀	堀の構造・外観変更	文化庁
		改修等で土地の形状変更を伴わない場合	足教委
		堀の清掃、浚渫	許可不要
	隠寮跡等	発掘調査、遺構表示の変更、建物復原	文化庁
上記の改修・撤去・新設で土地の形状変更を伴わない場合		足教委	
西側隣接地 (史跡指定地)	茂右エ門蔵 ポケットパーク 民家 設備等 (電気・上下水道等)	発掘調査、史跡の保護活用上、必要な施設(植栽、工作物等)及び住民の生活維持に必要な施設(設備等)の改修・撤去・新設で掘削を伴う場合(樹木の抜根を含む)	文化庁
		上記の改修・撤去・新設で土地の形状変更を伴わない場合	足教委
		樹木剪定等日常的な維持管理	許可不要

6-4 防火・防災対策

(1) 防火・防災対策の現状

ア 防火・防災に関する既存計画

史跡足利学校は、年間17万8千人(平成29(2017)年度実績)が参観する施設であり、文化財の防災対策と共に、災害時に参観者の安全を図るための対応が必要である。本市は『足利市地域防災計画』(平成29(2017)年6月改定、以下「防災計画」)を策定しており、文化財災害予防対策、災害時の文化財の保護対応について規定している。

課	主な災害時行動計画に掲げる業務及び事務分掌に掲げる通常業務の開始目標時期				
	S 6時間以内	A 24時間以内	B 3日以内	C 2週間以内	D 1か月以内
史跡足利学校 事務所	・施設及び国宝、重要文化財の管理			・復原建物及び庭園の維持管理	・遺蹟図書館の維持管理等

イ 史跡指定地の立地

史跡足利学校は、渡良瀬川の左岸約450mにあり、砂礫層を基盤とする標高約35mの自然堤防上に立地する。「防災計画」では、通一丁目防災会が指定する一時避難場所であるが、『足利市洪水・土砂災害ハザードマップ』の「浸水想定区域図」では、浸水の深さ0.5m～1.0m未満の区域となっている。

平成25(2013)年度に栃木県が実施した地震被害想定調査では、直下地震及び近隣地震(関東平野北西縁断層帯)では、最大震度6強の揺れが予想されるが、発生確率は低いとされる。遠方地震(東京湾北部地震)では、最大震度5強の揺れが予想されている。史跡足利学校周辺は、準防火地域に指定されている。

ウ 被災時の対応

①安全確保

災害発生時に史跡指定区域内に参観者がいた場合、発生場所や状況を、放送設備等を通じて速やかに情報提供した後、安全な避難場所に誘導し、状況によって「防災計画」に基づく避難場所に誘導する。負傷者や生き埋め者等を発見した場合には、消防署や警察等に通報するとともに、参観者や近隣住民等と協力して救出活動に努める。

なお、火災が発生した場合は、早急に消防署に通報するとともに自衛消防隊による初期消火やドレンチャーを起動しての延焼防止に努める。

見学者がいない夜間や早朝に災害が発生した場合は、情報収集を行い必要に応じて、ドレンチャーの遠隔操作を行うと共に、職員が現地の状況確認を行い、連絡網に従って事務所内での情報共有をはかる。



足利市洪水・土砂災害ハザードマップ

②被災状況の確認

被災状況を確認し、被害を受けた場所、被害の内容、被害の程度、応急対策の実施等を足利市教育委員会事務局に報告する。

また、倒壊や倒木等で二次災害が想定される場合は、当該地への参観者の立ち入り禁止措置を講じ、必要に応じて臨時休館とするなどの措置を行う。安全が確保できる場合、被害拡大を防ぐための応急措置を行う。

③被災後の対応

災害によりき損した箇所については、人命救助や二次被害拡大のための応急措置以外はできる限り現状保存をはかる。特に史跡の本質的価値を構成する要素に係る修理や復旧については、文化庁、県教育委員会の

指導のもと実施する。『大規模災害(地震・洪水)時における足利市業務継続計画』(平成29(2017)年5月策定)では、業務の継続について、次のように定めている。

エ 防火・防災対策

足利学校は、火災による建物の消失の記録が多く、歴代座主の多くが、被災した建物の再建に苦心したことが知られている。そのため足利学校の防災対策は、火災の原因となる不審者の侵入を重視している。

- ①火災対策 史跡指定区域には、放水銃、消火栓、復原建物のドレンチャー、防火水槽が設置され、全ての建物には自動火災報知機、消火器が設置されている。史跡足利学校事務所職員による自衛消防隊も組織されている。また、落雷対策として、学校門東側のイチョウ、孔子廟北側の防犯カメラ設置柱、復原建物棟上に避雷針が設置されている。

史跡足利学校を中心として半径500mを近隣火災情報収集区域と定めている。夜間・休館日等の無人状態で近隣火災が発生した場合、半径100m以内の場合は、携帯電話による遠隔操作でドレンチャーを起動し、放水を開始した上で、現場に向かうこととしている。

- ②防犯対策 史跡指定区域は、屋外に赤外線センサー、建物に超音波センサー、ドア・窓センサーが設置され、異常が感知された場合、警備会社に自動通報され、警備員が出動し、保安確認を行うようになっている。また、管理事務所東側、孔子廟北側のコンクリート柱、大成殿内、収蔵庫入口に防犯カメラを設置し、管理事務所のモニターで状況確認ができるほか、自動録画も行っている。

- ③地震対策 大規模地震では、史跡内の建造物、土塁等の文化財に甚大な被害を及ぼすことが予想される。発生を予測することはきわめて困難であり、日常的な状況把握と対策が必要となる。

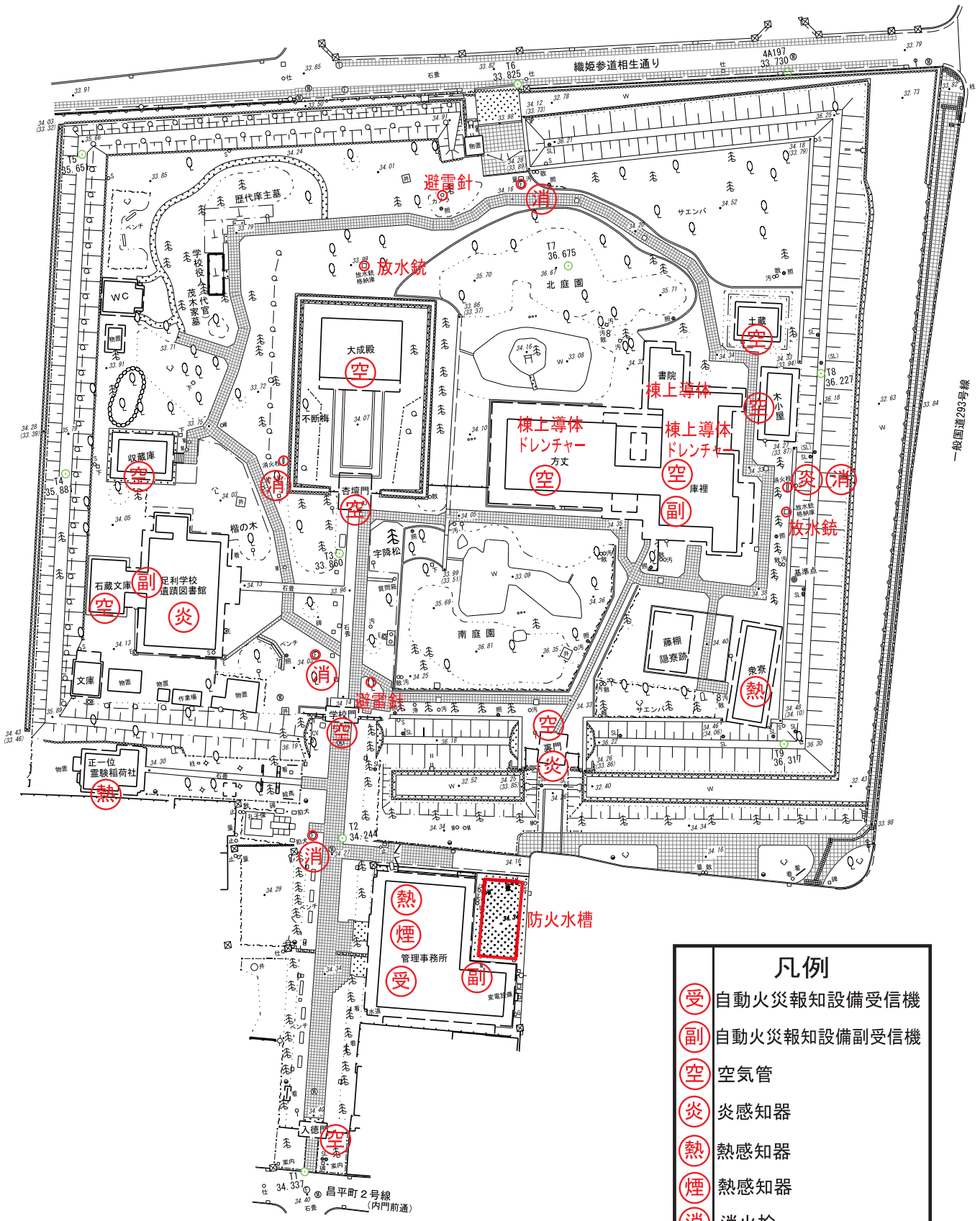
平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災で足利市は、震度5強の揺れと多数の余震に見舞われた。史跡足利学校は、建物倒壊等の大きな被害はなかったが、遺蹟図書館や茂右エ門蔵における屋根瓦の落下や大成殿での不陸や傾きが生じた。大成殿は、平成30(2018)年度からの保存修理工事で、耐震補強も実施する。他の建物についても、耐震診断調査の実施と対策を講じる必要がある。

- ④風水害対策 台風や大雨による風水害については、事前の気象情報の確認に努め、予報や警報の前に対策を講じる必要がある。

台風等による暴風被害としては、倒木・落枝の可能性が高いため、日常的な状況把握に努め、計画的な樹木剪定伐採、高木剪定を行う必要がある。

また、増水による堀の氾濫も想定される。庭園園池の排水及び史跡指定区域内の雨水の多くは堀に流入し、堀からの排水は、北側は排水ポンプによる自動制御で排水路へ、南側は雨水共同管に落ちる構造になっている。排水口が落葉等で塞がれ排水路が詰まると氾濫する可能性があり、日常的に清掃を行う必要がある。平成30(2018)年度には、北側排水路が落葉やヘドロでつまり、排水できなくなったため、専門業者に清掃を委託した。管理事務所には、排水用の水中ポンプが常備されているため、堀の氾濫や地下室浸水の危険があるときには強制排水を行うことができる。

- ⑤今後必要な防災対策 史跡足利学校の防災設備の多くは、平成2(1990)年に完了した第1次保存整備事業で整備されたものであり、耐用年数を過ぎているものも多い。平成30(2018)年9月に学校門東のイチョウの木に設置された避雷針に落雷があり、誘導雷によって、自動火災警報装置一式、炎センサー3基、警備システム一式、電話交換機一式が壊された。設置から既に28年経過したもので、部品が製造中止となっており、対応できないため、すべての機器を交換することとなった。防災対策機器については、今後、耐用年数が過ぎる前に計画的に更新する必要がある、導入方法についても、委託方式への変更等検討が必要である。



史跡内の防火・防災機器の設置状況

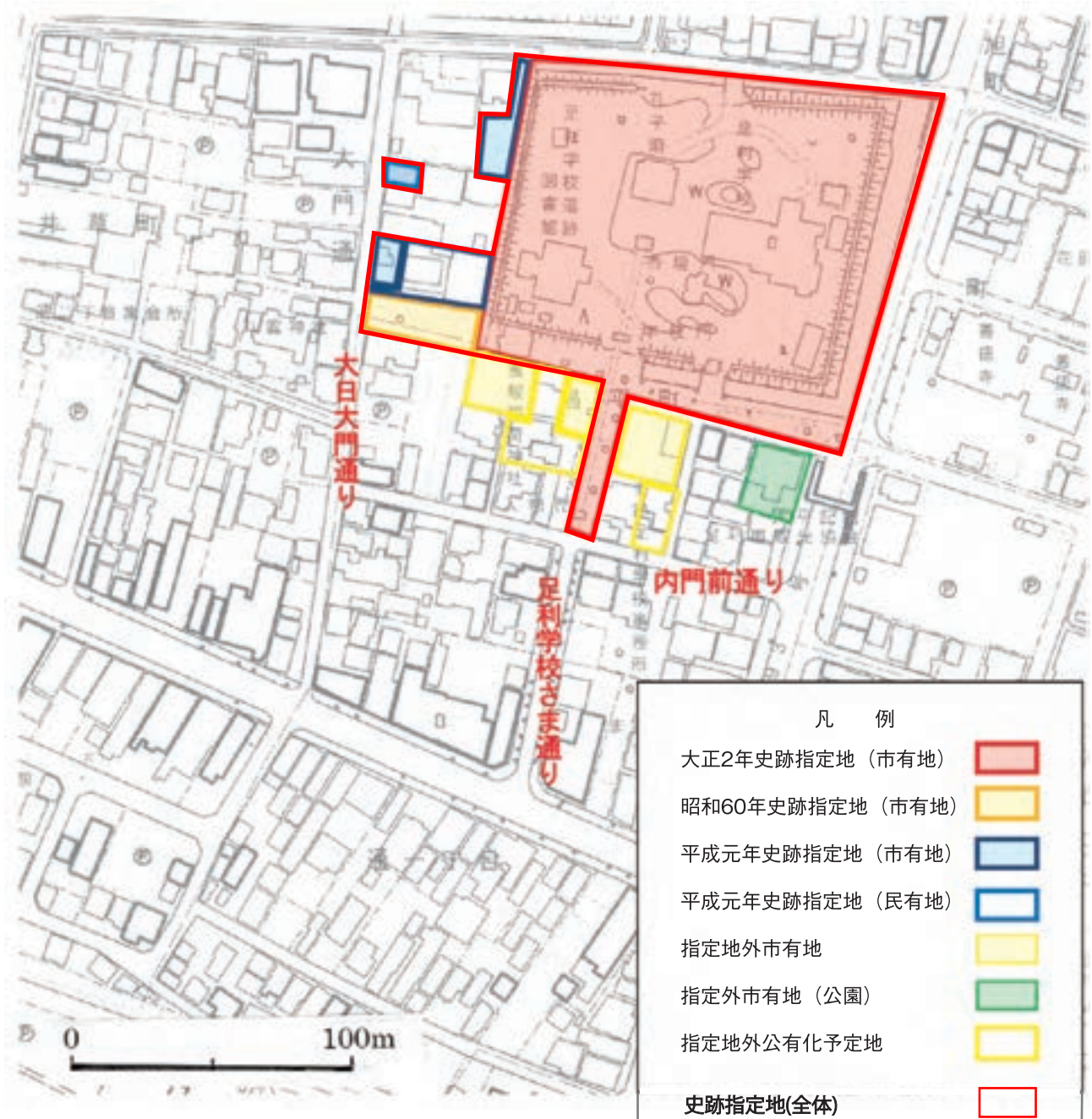
凡例	
	自動火災報知設備受信機
	自動火災報知設備副受信機
	空気管
	炎感知器
	熱感知器
	熱感知器
	消火栓

6-5 追加指定及び公有化

(1) 追加指定

① 西側隣接地

引き続き、土地所有者の意向に配慮し、追加指定の努力をするものの、現在遺る歴史的な建造物を保存活用して足利学校、鑊阿寺があるまちにふさわしいまちづくりに寄与することを目標として進めることとする。



公有化の状況と予定

②その他の区域

周辺地域で新たに足利学校に関する遺構等が確認された場合には追加指定を検討することとする。

(2) 公有化

『第2次保存整備基本構想』では、「保存整備を進めるため、民有地の公有化を積極的に推進する」としている。本計画では追加指定及び周辺区域での公有化の方針を次のように定める。

①西側隣接地

将来的には公有化を進めていくこととする。

②入徳門から学校門に至る参道左右の区域

入徳門から学校門に至る参道の西側の区域には、『第2次保存整備基本構想』の方針により公有化した土地が2か所あり、1か所はベンチを置き、休憩スペースとして暫定利用している。参道西側隣接地と既公有地2か所間の土地については、ガイダンス施設などを整備するために今までどおり適宜かつ着実に公有化を進めていく。また、入徳門から学校門に至る参道東側の区域には、管理事務所があり、その南側が民家となっている。管理事務所の敷地は狭く、地下にあるドレンチャーのポンプ及び電気設備の更新、障がい者駐車場の確保のためには管理事務所南側の土地を公有化していく。

③内門前通(入徳門前東西の石畳道)の区域

足利学校・鏝阿寺周辺地域の土地の公有化検討委員会で協議していく。

④足利学校さま通り左右の区域

足利学校・鏝阿寺周辺地域の土地の公有化検討委員会で協議していく。

第7章 活用

7-1 活用の方向性

- (1) 儒学を教えていた日本最古の学校という特徴を活かして、学校教育や生涯学習に貢献する。
- (2) 儒学の学校であったという特徴を活かして論語や漢詩等学習の場として活用する。
- (3) 国宝書籍等の所蔵品を展示公開することによって活用する。
- (4) まちなかの中心部に位置するという立地のよさから、まちなか観光の中心施設としての役割を果たす。

7-2 活用の方法

(1) 学校教育との連携

毎年市内の小学4年生並びに中学1年生が論語素読に来ており、このような論語素読授業を末永く継承していく。さらに市内外の近代化遺産や産業体験施設との連携を図り、足利学校の価値を知ってもらう取り組みを行う。また、市外の児童生徒に対しても、体験学習としての論語素読の実施を勧めていく。

具体的な事業：小中学生の論語素読、論語素読運営委員会で行う事業、論語体験プログラム

(2) 生涯学習との連携

足利学校の歴史や足利学校で教えていた儒学や哲学に関することなどについて、市民が学習する機会を積極的に提供する。市民の興味、関心を的確にとらえ、よりよい講座を企画する。

具体的な事業：足利学校アカデミー、儒学等教養講座、講座への講師派遣

(3) 体験学習の充実

史跡の意義や価値をより深く理解してもらうため、見学だけでなく、体験学習をより充実させていく。

具体的な事業：漢字試験、日曜論語素読体験、論語書写、元号書写、クイズラリー(子供向け)